

第27回足立区景観審議会

1. 日 時 平成30年2月8日(木)

午後1時00分開会

午後2時27分閉会

2. 場 所 足立区役所 庁議室(南館8階)

3. 出席委員

(1) 委員現在数 18名

(2) 出席委員数 15名

戸沼幸市(会長) 倉田直道(委員) 鈴木 誠(委員)

千葉一輝(委員) へんみ圭二(委員) 吉田こうじ

(委員) さの智恵子(委員) 村田雅利(委員) 米重
哲彦(委員) 山屋昭夫(委員) 中田裕康(委員) 海
老沼孝二(委員) 高村 哲(委員) 馬場美彦(委員)
牧野 隆(臨時委員)

4. 出席説明者

長谷川副区長、工藤政策経営部長、田中資産管理部
長、大山都市建設部長、佐々木都市建設部みどりと
公園推進室長、服部都市建設部建築室長

5. 議 事

(1) 審議事項1件

(2) 報告事項2件

6. 事務連絡

7. 閉 会

以下のとおり

本議事録は、事実と相違ないことを証し、ここに署名します。

平成30年 月 日

議事録署名人

会 長

委 員

○都市計画課長 それでは、定刻になりましたので
始めさせていただきます。

本日は、お忙しいところ、第27回足立区景観審
議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私、本日、司会を務めます都市計画課長の大竹で
ございます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、本日の審議会でございますが、区議会議
員の工藤委員が、委員会視察と重なってしまったた
め欠席となっております。山中委員につきましても、
所用がございまして欠席となっております。また、
米重委員につきましては遅れて出席するとのご連絡
をいただいております。よろしくお願いいたします。

次に、審議会の公開についてでございますけれど
も、本審議会は公開を原則としております。このた
め、会議記録につきましては、区ホームページで公
開させていただいております。また、会議記録作成
のため録音させていただいておりますので、ご了承
をお願いいたします。

続きまして、皆様の席上のマイクの使い方のご説
明をさせていただきます。ご発言をいただく際には
正面のスイッチを入れていただきまして、ご発言が
終わりましたらスイッチをお切りいただきますよう、
よろしくお願いいたします。

最後に、本日の説明は、原則、画面をご覧ください
ながら説明させていただければと思っております。
お手元の資料は補助的にご覧いただければと思いま
す。

それでは、これからの議事進行につきましては、
足立区景観条例第33条第6項の規定に基づきまし
て戸沼会長をお願いいたします。

戸沼会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○会長 皆さん、こんにちは。今日の議事録署名人
は私と千葉委員が務めるということですので、よろ
しくお願いします。

初めに、事務局より資料の確認をお願いします。

○都市計画課長 それでは、本日の資料を確認させ

ていただきます。

事前に送付させていただいた資料といたしまして、まず次第と名簿、座席表がございます。

また、A4一つぶりの議案書、議案審議の案件資料といたしまして、右上に「第2号議案 説明資料1」「第2号議案 説明資料2」「第2号議案 説明資料3」という3つの資料がございます。それとA4横一つぶりの報告書、報告の案件資料といたしまして、「報告1」「報告2」とある一つぶりの資料を、それぞれご送付させていただいております。

また、本日席上に差し替えの資料といたしまして、名簿と議案書の3、4ページ一枚のもの、「第2号議案 説明資料2」につきましては、ページ番号等に修正がございましたので、一つぶりとして改めてお配りさせていただいております。審議の際には、こちらをご覧くださいと思いますので、よろしく願いいたします。

また、次第の「その他」の資料といたしまして、A4横オレンジ色の表紙の「足立区景観行政の足跡」という資料を置かせていただいております。さらに、審議会用の参考資料といたしまして、景観計画等を綴じ込んであります厚い黒いファイルを席上にご用意させていただいております。参考資料につきましては、必要に応じてご参照いただければと思います。

以上が本日の資料となっております。資料の不足等はございませんでしょうか。不足の資料がありましたら、随時事務局にお知らせいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。資料の確認について以上です。

○会長 続いて、今日の出席予定の報告をお願いします。

○都市計画課長 本日は、定数18名のところ15名のご出席をいただいております。審議会が有効に成立することをご報告申し上げます。

○会長 続いて、事務局から、今日の議題について説明してください。

○都市計画課長 それでは、本日の議題についてご

説明させていただきます。

本日の議案でございますが、審議事項が1件、報告事項が2件、その他の連絡事項1件となっております。

審議事項につきましては、第2号議案「西新井大師地区の特別景観形成地区の指定について」でございます。

報告事項につきましては、報告1として「景観形成調整部会（平成29年度第5回）における審議結果について」、報告2といたしまして「事前協議案件の工事完了について」でございます。

その他、連絡事項につきましては、本日席上に配付させていただきましたオレンジ色の資料に基づきまして、ご説明させていただきたいと考えております。本日の議題については以上でございます。

○会長 それでは、次第1の審議に入りたいと思いますが、都市計画課長より第2号議案の説明をお願いします。

○都市計画課長 座って説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、第2号議案「西新井大師地区の特別景観形成地区の指定について」をご説明させていただきます。お手元の資料では議案書の1ページをご覧ください。

最初に提案理由でございますが、平成29年3月に足立区景観条例第11条第3項の規定に基づきまして、西新井大師周辺地区まちづくり協議会から特別景観形成地区指定申請書が提出されました。

ついでには、足立区景観計画を一部改定し、特別景観形成地区を指定するため、足立区景観条例第9条第1項に基づき足立区景観審議会に意見を求めるものでございます。

続いて、2ページをご参照ください。

本件の概要です。現在の景観計画では、景観形成地区として西新井大師周辺地区を定めております。平成29年3月に地元協議会から、「西新井大師」を中心とする良好な景観の保全やまちの活性化を図

るため、特別景観形成地区指定申請書が提出されております。

このため、申請書受理後は、区が主体となり地元協議会と調整しながら、特別景観形成地区の指定に向けて作業を進めてまいりました。指定に当たっての名称は、景観計画推進部会からのご意見もありまして、西新井大師周辺地区ではなく、西新井大師地区にできればと考えております。

このたび、特別景観形成地区の指定に際しまして、本日用いる資料によるパブリックコメントの実施を考えております。このため、本日はパブコメの案について審議会よりご意見をいただければと考えてございます。

資料では3ページになりますが、今までの検討経緯といたしまして、平成28年度第1回景観計画推進部会で行ったまち歩きから、これまでの景観計画推進部会、景観審議会、地元協議会の開催状況を示しております。

資料では4ページになりますが、今後のスケジュールを示しております。今回の審議会後にパブリックコメントを行いまして、条例改正等の手続を経て、平成30年度末までに西新井大師地区の特別景観形成地区指定に伴う足立区景観計画の一部改定を目指しております。

それでは、ここからはパブリックコメントの資料についてご説明させていただきます。お手元の資料では、右上に「第2号議案 説明資料1」と書かれたA3の資料をご覧ください。西新井大師地区の特別景観形成地区指定及び指定に伴う足立区景観計画の改定について」です。

足立区景観計画では、特に景観形成に努めていかなければならない地区といたしまして、現在4つの特別景観形成地区がございます。特別景観形成地区では、各地区独自の基準や届出対象の設定がございます。

このたび新たに追加を予定しております西新井大師地区につきましても、独自の届出対象の規模、事

前協議の対象規模、景観形成基準等を定めていきたいと考えております。

お手元の資料では右のページになりますけれども、(6)「エリア区分」といたしまして、西新井大師地区ではエリアを8つの区分に分けまして、そのエリアごとに基準等を設定していきたいと考えております。

(7)「指定されることによる各エリアの手続きの変更点」といたしまして、大師境内、門前、門前入口、大師前、北参道の各エリアに関しましては、現在延べ面積1,000㎡以上、高さ15m以上の場合、景観法に基づく届出の対象となっておりますが、指定後は原則全ての建築物を建築する際に届出が必要というように変更を考えております。

続きまして、事前協議対象規模といたしまして、現在では高さ45m以上、延べ面積1万5,000㎡以上が事前協議の対象となっておりますが、大師境内、門前、門前入口エリアにつきましては原則全ての建築物が事前協議対象、また大師前、北参道、幹線道路沿道、大師北側道路沿道、一般の各エリアにつきましては、西新井大師本堂を超える、高さ28m以上または延べ面積1万5,000㎡以上の建築物を事前協議対象にできればと考えてございます。この手続を課すことで、景観形成を緩やかに誘導していければと考えております。

続きまして、お手元の資料では、右上に「第2号議案 説明資料2」と書かれた資料でございます。こちらはエリアごとに係る基準をわかりやすく分類したものとなります。

資料の2ページでは、建築物の検討等に係る届出対象規模、事前協議対象規模、景観形成基準について記載しております。

いくつかご紹介させていただきます。まず配置についてですけれども、門前エリアにつきましては、道路境界から63cmの外壁後退等が沿道関係者の皆様の協定で定められておりますので、この記載をしております。

また、形態・意匠・色彩といたしまして、大師境内、一般エリアを除くエリアでは、西新井大師にふさわしい「和風」を意識した意匠、色彩に努めるとしております。

資料の３ページでは、工作物や開発行為に係る届出対象及び景観形成基準について記載しております。

工作物の届出対象といたしましては、大師境内、門前、門前入口、大師前、北参道エリアにつきましては、原則全ての工作物を届出対象といたします。また、形態・意匠・色彩におきまして、西新井大師の歴史的なまち並みや周辺建築物と調和するとしております。

４ページには、届出時や事前協議時に確認ができない屋外広告物や自動販売機、養生の際のビニールシート等についての配慮事項を記載しております。

屋外広告物の形態・意匠・色彩といたしまして、大師境内、一般エリアを除くエリアにつきましては、西新井大師にふさわしい和風の意匠にするよう誘導してまいります。

資料の５ページでは、現在の西新井大師周辺地区の色彩基準、特別景観形成地区指定後の色彩基準を記載しております。

現在、西新井大師地区では、一般地区ということで全エリア共通、足立区全域の共通の色彩基準で運用しております。

このたび特別景観形成地区に指定するに当たり、大師前、北参道、幹線道路沿道、大師北側道路沿道エリアにつきましては、現在で最も厳しい色彩基準Ⅳの運用を考えております。

また、大師境内、門前、門前入口エリアでは、色彩基準Ⅳよりもさらに厳しい新しい色彩基準といたしまして、色彩基準Ⅴを設定し、運用したいと考えております。

続きまして、１０ページになりますけれども、新たに追加いたします色彩基準Ⅴの範囲を記載しております。色彩基準Ⅱよりも彩度、明度ともに範囲を狭めまして、落ちついた色の範囲としております。

また、追加した文章につきましては、赤字で表記しております。

最後に、お手元の資料では「第２号議案 説明資料３」と書かれた資料でございます。表紙に既存の計画と変更している箇所につきまして対照表を添付しております。西新井大師地区を特別景観形成地区に追加するに当たりまして、具体的な景観計画の改定の内容について記載しております。

基本的な基準等には変わりはありませんので、説明は割愛させていただきますが、１箇所訂正がございます。

「第２号議案 説明資料３」の「１１５ページ」と書かれたページになりますけれども、上に表がございまして、下に（１）（２）（３）（４）（５）とあります。（２）の「色彩基準Ⅴの対象となる建築物で、高さ４５ｍ以上または延べ面積１５，０００㎡以上」と記載がございますけれども、これは先ほどの概要の１０ページで見ますと、高さ２８ｍ以上を制限していこうとなっておりますので、１１５ページの（２）の高さ４５ｍ以上につきましては、２８ｍの誤記だということで修正をお願いできればと思います。申し訳ありません。よろしくお願いいたします。

以上で、第２号議案「西新井大師地区の特別景観形成地区の指定について」の説明を終わります。これらの資料によりましてパブリックコメントができればと考えてございます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○会長 どうもありがとうございました。私も午前中、大師さんにお参りをしてきましたけれども、今ちょっと工事中というか、補修中ですかね。でも随分人々がおいでになって、にぎわっているなという感じを受けました。

それでは、ただいまの説明について、ご意見とかご質問がありましたらお願いいたします。はい、どうぞ。

○委員 今の１１５ページで訂正がありましたけれ

ども、その訂正箇所の上の色彩基準Ⅴの屋根の色の明度の欄が6.0以下と6.0以下、概要版の案のほうでは欄が一緒になっているけれども、10ページ、大したことではないのですけれども、同じだから。これは同じだという理解でいいですね。

○都市計画課長 表組みが間違えておりまして、申し訳ありません。意図するところは同じでございます。表記を合わせるようにしていきたいと思います。

○会長 はい、どうぞ。

○委員 色の規制ですが、これを見ますと西新井大師らしいなと感じます。これは環七から北側なのですが、将来的に足立区として、足立区の一環の売りである西新井大師の地区を、もう一段踏み込んで広げたような形の規制はお考えでしょうか。

○会長 はい、どうぞ。

○都市計画課長 西新井大師周辺地区の協議会からの申請を受けて今回手続をしているので、今のところ広げるという考えはないのですが、この西新井大師を入れ込むための景観計画の改定とあわせて、少し景観計画の時点修正そのものが必要なのではないかとということで、30年度以降に改めて見直した中で改定をしていければというふうに考えております。

その中で、今、委員がおっしゃったとおり、西新井駅から西新井大師に接続する道路につきましても、サインですとかそういうものを事業としてやっているの、そこら辺を改めて景観形成地区に位置づけるですとか、西新井大師に接続するためのことが考えられるのかどうかにつきましては、30年度以降の改定のときに改めて検討できればということで、景観審議会か景観計画推進部会のご意見もいただきながら改定していければと考えてございます。

○会長 どうぞ。

○委員 ある意味本当に西新井大師が足立区の一環大きな売りだと思いますので、皆さん西新井の駅から余り歩いていないのですけれども、非常に長い道ですよね、あそこは。今は商店街が大分閉まっていますけれども、あの辺もやはり西新井大師の一部だ

という考え方でやっていただきたいと思います。以上です。

○会長 はい、どうぞ。

○都市計画課長 今、西新井駅の西口周辺には歩行者系案内サインという地図入りの看板を設置しているのですけれども、そこには西新井を紹介するキャプションを入れたり、歩行者に見えるように路面サインとして西新井大師までの案内をするようなこともしておりますので、そこら辺を少し充実させていければいいかなと考えております。

○会長 はい、どうぞ。

○委員 先ほど課長よりご説明があったのですが、「西新井大師周辺」の「周辺」をとられた理由と、説明資料3の55ページ、56ページには、「伊興寺町周辺地区」「千住旧日光街道周辺地区」とあるのですが、その辺の差別化というのでしょうか、ちょっとご説明いただきたいと思います。

○会長 どうぞ。

○都市計画課長 基本的に景観形成地区は周辺地区ということでやらせていただいておりますけれども、このエリアは西新井大師そのものじゃないのかというお話がありまして、周辺というよりも西新井大師を中心とした、大師をイメージした地区としてできるように、ご意見もありましたので、「周辺」をとって「西新井大師」ということを前面に押し出したエリア名称といたしました。

今の景観形成地区につきましては、これから熟度が高まっていくところかなと考えているのですけれども、伊興寺町ですとか千住日光街道周辺につきましては、まだちょっと具体的になっていないということで、基本的には「周辺地区」ということで設定しております。改めて西新井駅から大師に至るところについてここに位置づけるとすれば、新たな名称で「何とか周辺地区」ということになっていくのかなと考えてございます。

○委員 ありがとうございます。

○会長 ほかに。はい、どうぞ。

○委員 今の「第2号議案 説明資料3」の44ページに、改正されるところが赤字で、「区長が指定する特別景観形成地区における対象建築物」というのも今後事前協議を行っていくという改正になっているのですけれども、これは具体的には今回の西新井が特別景観形成地区になるに当たっては、例えばどういう意味を成しているのかというのをちょっと教えていただきたいのですが。

○会長 はい、どうぞ。

○都市計画課長 条例上、今高さが45m以上、延べ面積が1万5,000㎡以上のものは大規模建築物という設定がされておりまして、また3haを超える開発につきましては大規模開発事業として事前協議を行っております。

今回、西新井大師地区の設定に当たりまして、高さ28m以上、または延べ面積1万5,000㎡以上のものが事前協議対象になっていくというところなのですけれども、これについて条例上の名称がなかったものですので、「区長が指定する特別景観形成地区における対象建築物」というふうにさせていただきまして、これは高さ28m以上、延べ面積1万5,000㎡以上のもの、もしくは大師境内、門前、門前入口につきましては、少し小さな建物も景観に与える影響が大きいということで、大師境内エリア、門前エリア、門前入口エリアにつきましては、全ての建築物について事前協議対象にしておりますので、それらを「区長が指定する特別景観形成地区における対象建築物」というふうに書かせていただいているところでございます。

○会長 はい、どうぞ。

○委員 ありがとうございます。よくわかりました。

あと、今日は政策経営部の方もいらっしゃっているので、今、西新井、梅島のエリアデザインというのも足立区として取り組んで進んでいるところなのですが、そのエリアデザインの考え方の中で、この西新井が特別景観形成地区に指定されるということとはどのような意味を成しているのか、ちょっとご説

明いただければと思います。

○会長 はい、どうぞ。

○都市計画課長 基本的には西新井、梅島エリアにつきましては、エリアデザインのエリア設定がございまして、これには西新井大師までは届いていないというところでございます。

この地区につきましては、景観の取り組みをずっと続けているということで、これに対しては取り組みを進めていこうということで、ただエリアデザインは近くにあつて無視はできないので、お互いに連携をとりながらやっていこうとうふうに考えているところでございます。

○会長 ほかにどうぞ。はい、どうぞ。

○委員 構造物、工作物に対して、長い時間かけて丁寧にまとめられていますが、これから多分増えるだろうと思われる、例えばプロジェクションマッピングとか、構造物ではなくてライティングでの大規模な展示とか、そういうものについては将来縛りか何かを考えていらっしゃるのでしょうか。例えばこの中に全く項目がないという、後で何かあったときに、項目を継ぎ足すことも難しいのではないかと考えているのですが。例えばコレドなどの場合は壁面の何%とか、今、決め始めていますよね。その辺のところの対応をどのようにお考えなのか、お聞かせください。

○会長 はい、どうぞ。

○都市計画課長 委員がおっしゃられたプロジェクションマッピングですとか、屋外広告に該当しないような屋内にある、ちょっと奥まったところの広告ですとか、そういうものは条例規則上、対処が難しいというのが実感でございます。

ここにはまだ記載はできておりませんが、今回ご提案させていただいているのは、地元の協議会からもご提案がありまして、それについて取り組んでいこうと、地元の協議会の意思をおおむね反映させております。今委員のご指摘のものについては取り組んでいく必要はございますので、4ページの

ところになりますけれども、屋外広告物の形態・意匠・色彩で「著しい高輝度な照明や点滅する照明は使用しない」ということの記載をしております、これに少しひっかけて、あと今までご説明させていただいております和風ですとか、そのようなものにつきましても一緒に運用を少し考えて、それを例示的に示すことで、うまく景観形成に取り組んでいければと考えております。

○委員 ありがとうございます。

○会長 ほかにどうぞ、ございましたら。はい、どうぞ。

○委員 ちょっと2点ほど簡単なものがあるのですが、1つは概要の1ページと2ページの色あいなのですが、今まで余り気にならなかったのですが、黄色の部分が非常に区別しづらいかなという印象があります。コピー上の問題だけだったらいのですが。「第2号議案 説明資料2」の1、2ページの色が、もうちょっとはっきりわかるのかなと思います。

もう1点なのですが、私も大師によく行くのですが、この地区で言うと南西のあたりにバスプールがありまして、来ていらっしゃる方を見ると、バスをおりて大師を参拝して、それで帰ってしまうみたいな動きの流れが結構ありまして、もうちょっと波及効果があるように、先ほど米重委員はもうちょっと遠くから来て誘導するというのもあったと思うのですが、大師に来てよそに行くという波及効果も検討していただきたいなと思います。

○会長 はい、どうぞ。

○都市計画課長 色が大変見づらくて申し訳ございません。印刷の関係で、このような色あいになってしまいましたけれども、実際パブリックコメントをするときには、いただいた意見を反映させながら修正してパブリックコメントを迎えたいと思っています。この色が横にあるのも、ちょっとわかりづらいということもあるのかなと思いましたので、ちょっと工夫をさせていただければというふうに思います。

それとバスプール、大師前駅の南側というところでしょうか。西側のほうですか。バスがターミナル的にあって、そこから大師だけではなくて、例えば大師北参道ですとか、あとは西新井大師西駅みたいな、日暮里・舎人ライナーのほうに抜けるですとか、そのようなことも必要なのかなと思っております。

実際、我々もサイン計画の中では、西新井大師と西新井大師西駅を結ぶ歩行者系サインと路面サインを整備しているのですが、なかなかそれでは誘導し切れていない部分があるのかなということも感じております。

地元協議会の意見をいただきながら景観計画の改定もあわせて、まちづくりのほうも少し検討しているところもありますので、区と協議会と一緒にあって、どういう取り組みができるのか考えていきたいと思います。また、いろいろご助言いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○会長 はい、どうぞ。

○幹事 今のご質問と先ほどの委員のご質問にお答えさせていただきます。

エリアデザインには入っていませんけれども、大師は区の観光の拠点で、非常に重要な資産がございますけれども、大師は大師で、エリアデザインには入っていませんが、まちづくりを進めていきたいと思っております。

それと、大師に来られた方が、そのまますぐ回遊しないで帰ってしまうということもございまして、残念ながら今は商店街が余り元気がありませんけれども、駅前の区民事務所の用地がございましたり、あるいはユニバーサルデザインの道になっていないという話もございまして、そういった点も含めて、まちづくりを進めていきたいと思っております。

○会長 どうもありがとうございます。はい、どうぞ。

○委員 今、部長からも、ユニバーサルデザインの道ではないということがございまして、大師の参道

は歩きにくい箇所であったり、ちょっと道路が欠損しているところもございますので、その辺の配慮をお願いしたいなというふうに思っているのが1点と、こちらのまちづくり協議会ニュースを拝見させていただきましたが、「特別景観形成地区に指定されると何かいいことがあるのですか」という質問に対して、「多くの場合、外壁や屋根の色彩が厳しくなったり、そういう手続がふえたりとかするマイナス面がある一方、地区の独自ルールによる景観形成により、まちの魅力向上が期待できる」という地元のご意見もございます。

そういう意味では、ユニバーサルな誰もが歩きやすいというまちとともに、やはり魅力の向上にどう寄与していくかということも大変重要かと思っておりますので、この辺の色彩が厳しくなっているとかルールがございますが、ぜひ西新井大師が特別景観形成地区になることによって魅力が発信できる取り組みというのも重要かと思っておりますが、いかがでしょうか。

○会長 はい、どうぞ。

○幹事 おっしゃるとおり、やはり魅力の向上を図っていきたく思っております。

ただ、石畳については、実は大師さんが非常にこだわってまして、あそこをかえるのはかなり難しいかなと思っておりますが、新たなルートをつくるのですとか、そういったことで何とかユニバーサルデザインについては進めていきたいと思っております。

○委員 大師の石畳もあるのですが、商店街のほうの道もちょっと古かったりとか、環七に面した道というのはですか、結構商店街が並んでいるところも、ちょっと道路が古くて、そのことも申し上げさせていただいたのですが。

○幹事 今のお話も踏まえて、現状を見ながら、必要な箇所については補修していきたいと思っております。

○会長 はい、どうぞ。

○委員 今回、お大師さんと周辺建築物とのスカイラインの調和を図るということで、高さを制限するということですが、スカイラインの調和を図

るということからすると、統一感を持つという部分では、屋根というものにどのように規制をかけていくかとか、どのような設定をしていくかというのが重要なのではないかなと思います。

ほかの自治体のこういった景観についてのものを見てみますと、屋根についても、もう少し詳しく規制をかけていたりというような部分が見えるのですが、今回の件では、外観について和風を意識した意匠、こういった書き方しかされていないというところでは、もう少し具体的に屋根についても、どのようにしてスカイラインの調和を図っていくかというのが記載されていたほうが、パブリックコメントを行う場合に区民の皆さんにもわかっていただきやすいのではないかなと思うのですが、その点についてはどのようなお考えでしょうか。

○都市計画課長 委員のおっしゃるとおりなところもございまして、一部の地区では、地区計画の中で必ず勾配屋根にすることみたいな屋根の制限を設けているところもございます。

この地区につきましては、基本的に28mまでに高さを抑えるということではなくて、28mを超えると事前協議の対象になってくると。そのときにはさらに強力に、「和風」という言葉を使ってスカイラインの調和を図っていただきたいということで、具体例が示せればというところもあったのですが、そこはちょっと運用のほうで対処できればと考えています。まちの中で少し歩いてみても、陸屋根ではあるのですが、見上げたときに勾配屋根に見えるような工夫というものがされているところがあって、これは協議会の会長さんが随分粘り強く交渉してやらせたということも聞いているのですが、工夫の仕方、そういう和風的なものができるということもあるので、具体的な形ですとか、そういうもので縛るのがなかなか難しいところもあるので、それこそ事例を重ねて、私どもの事前協議に業者が来ますので、そのときにそういう事例を見せて協力を求めて、また景観形成調整部会という

ころにかけて、そこで審議が終了しなければ建築行為に進めないということもありますので、その部会の先生のお力もかりて誘導していければと考えております。

○委員 よくわかりましたけれども、恐らくそういうことというの、例えばパブコメをする際に記載をしていただいたりということがないと、なかなか区民の皆さんにもわからないと思いますから、その点の工夫の仕方をしていただきたい。

もう一つ、先ほど屋外広告物についてということで、電飾を使ったものについてどうするというお話がありましたけれども、そういった電飾を使ったものではない普通の屋外広告物でも、近年、足立区内で、あえて名前は出しませんけれども、ある不動産屋さんのちょっとぎょっとするような広告というのが、ちらほら出てきているというようなことからすると、こういった地域でそういうものが出てこないようにするにはいけないなということを強く思うのですが、こういった指定をすることによって、ああいう屋外の広告物も全て事前に申請を出してもらうという形になるという理解でよろしいのでしょうか。

○会長 はい、どうぞ。

○都市計画課長 屋外広告物の掲出につきましては、屋外広告物法に該当するものにつきましては許可申請の義務がございまして、これは実は同じ部ですけれども、道路管理課に提出がされることになっております。我々のほうで景観形成誘導基準の中で、著しい高輝度なものとかが、点滅する照明は使用しないというようなことで、そういうものを縛るような記載をすることで、道路管理課とタッグを組んで、例えばこのようなものが出てきても、ここに記載があるので、そういうものはやらないようにという指導ができると考えているところでございます。

○会長 はい、どうぞ。

○幹事 今お話しがありました屋外広告物については、28、29と全区的な調査を行っております。

その中で基準に合致しないもの、こういうものについては個別に指導を行っておりますので、この地区においても同様に、今申し上げたとおり、指導を進めていきたいと思っております。

○委員 色彩については、例えば基準をクリアしている、そんなに派手な色ではないけれども、そのデザインというものがちょっとどうなのかなというふうな部分を感じることもあるのですが、そういったことについては、個々人の判断によって異なってくる場合もあると思うのですが、その判断というのはどこでどのようにされるのでしょうか。

○会長 はい、どうぞ。

○都市計画課長 基本的には事務局である都市計画課で、手続きをする際に確認をすることになっておりますけれども、明らかにまずいものですとかそういうものは、いろいろな方の知見をいただいて指導する必要もあると思いますので、これはちょっと任意になってしまいますけれども、部会等にかけて判断するということもあるかなと思います。

○幹事 東京都の屋外広告物条例に基づいて、区と東京都と調整しながらやっているところがございしますので、局所的に強く強制ができるものかどうか、それについてはちょっと検討させていただきたいと思っております。

○委員 景観計画全体について、ちょっとお聞きしたいことがあるのですが、そのことについては、最後のその他のところで質問したほうがよろしいのでしょうか。

○会長 全体的なことではちょっと時間をとることにして、今日の議題そのものについては計画部会で先生方が相当詰めてやっておられるので、お一方ずつご意見をいただいて。

○委員 1つは高さの問題で、山門をくぐって西新井大師の本堂があって、その後ろにどーんと遠く離れて出てくるというようなことも、足立区も考えていかなければいけない時代に入ってきたと思うのですね。

ところが、それはエリアの外になってしまうということがあるので、運用でそのようなことはチェックしていこうというような考え方は今出ているのですけれども、もう少しスケールの大きなレベルで高さを考えていく必要があるのではないかというふうには思っています。

○委員 まず部会長という立場で、少しだけ先ほどのご説明を補足させていただきますと、協議会からの発意で、今回、特別景観形成地区の指定ということになったわけですが、内容につきましては、ある意味で協議会より若干厳しくなっております。協議会が提案されたものよりも。どうしても協議会という立場に立ちますと、ある程度地権者同士の配慮というものが働いて、本来こうあればいいのではないかなというところまで踏み切れていないところもあったので、わずかですけれども、そういったところで厳しくしております。

もう一つは、先ほど来いろいろ出ておりますけれども、この基準をご覧になっていただくと、色彩に関してはかなり明確な数値で、マンセル値という数値であらわしておりますけれども、ほかのところについては、比較的抽象的な表現になっているというところがあるかと思えます。

ただ、これについては、景観の誘導の考え方として、余りここを明示的に細かく書いてしまうと、それ以外はいいだろうというような捉え方もしますので、それは個別に一つずつ、ある意味で判断できる余地を残しておくという意味でも、こういう表記のほうがいいのではないかなというところがあるかと思えます。

それから、いろいろお話がございました。屋根の話もございましたが、いずれにしても、ここで「和風」というような言葉が登場しております。これも部会の中でもかなり議論しておりますけれども、先ほどの数値で明示的にあらわすということとも関係するのですけれども、余りここで明確に書き過ぎてしまうと非常にわからない、いろいろなケースが

出てくるのでということで、これにつきましてはできるだけわかりやすい、簡単に言うと、事例集ではないのですけれども、そういったものを準備して、ガイドラインとまではいかないと思いますけれども、そういったものを示しながら、わかりやすい形で将来のまち並みのイメージなどを共有しながら誘導していけたらいいのではないかと考えております。そういう意味では、まだこれからの作業になると思いますけれども、そういった事例集のつくり方というのが非常に大事になるかなと。事例集に挙げられているような屋根であるとか、建物の壁面であるとか、そういった意匠的なことについても、そうでなければいけないというのではなくて、こんなやり方もあるという事例を幾つか示すことで、協議会の皆さんにもある程度共有していただけて、それが誘導していけるのではないかなということを部会の中でも話しております。そんなところでございます。

○会長 何かありましたら。

○委員 私も計画部会でこの検討案を検討させていただきました。今、部会長がおっしゃったとおり、随分具体的な和風の形ですとか色とかを検討しています。時間が随分かかりました。地元の方が思っている和風と、西新井地区に本当にふさわしくなっていくだろうものと、そのギャップが現時点ではあるのではないかなというおそれも払拭できないということもあります。

今回、特別景観形成地区に指定されることによって届出されてくるような案件が出てきた場合は、個別に景観形成調整部会でまた専門的な議論が始まります。ですから先ほどの屋根、あるいはこの地区での広告物その他、何か建物に変更がある場合は、そこで具体的な検討があるというのが、足立区のいいところなのですね。景観形成調整部会で議論させていただいて、こちらからいろいろと要求といいますか、こういうふうにしてほしいことで、これが足立区の景観審議会のいいところだと思っています。

それから、今回の議論の中で、地元の方たちの意

識が高まっている分だけ、皆さんだんだん勉強して
というか、意識が高まって、良くしていこうという
方向が固まってきただけに、なおさらなのですけれ
ども、先ほどからちょっと話題に出ている、この中
に区の中の土地ですとか施設があるのですね。ここ
はやはり範たるべきというか、特別景観形成地区に
ふさわしいようなものになるべく早くしていくとい
うことが、ぜひ望まれるのだらうなという感想を持
っています。以上です。

○会長 先ほど、委員が言われた最後の質問とい
うのは、この地区以外の話ですか。

○委員 この景観計画全体の中で、ちょっと区の考
え方を聞きたいというところがあったのですがけれ
ども、それは最後のその他の意見というところでお聞
きしてよろしいですか。

○会長 結構です。はい、どうぞ。

○都市計画課長 先ほど先生から、事例集ですとか、
そういうお話をいただきましたので、まだつくり切
れてはいないのですが、協議会のほうは、自分
たちがやっていかなければいけないということと、
事実を見ているので、和風的なものを緩やかに捉え
ているところがありますけれども、ずっとこれは続
くもので、長年かけて誘導していければということ
なので、少し理想を追ってもいいのではないかとい
うこともあって、参考でお写真を画面に映しており
ますが、これがいわゆる純和風なのかなというよう
なことで考えておりまして、大師がこうなるのかと
いうことは、ちょっと課題としてあるとしても、こ
ういうものを目指していくということは示してもい
いのではないかなというふうに考えているところが
ありまして、この辺も協議会のほうにお示しをして、
なるべくいいもの、理想を事例集として集めて、事
業者または皆様の建替えのときに例示で示せばと
いうことで考えておりますので、これがまとも次
第ご提案させていただければというふうにも考えて
ございます。

○会長 それでは、一通り議論が済んだようなので
すけれども、もしよければ、この議案について採決
ということでよろしいですか。

それでは、異議なしということよろしいですか。

(「はい」の声あり)

○会長 ありがとうございます。

それでは、第2号議案は異議なしということに
いたします。

次第2の報告事項について、事務局からお願いし
ます。

○事務局 承知いたしました。座って説明させてい
ただきます。

それでは、報告1及び報告2について、続けてご
説明させていただきます。

お手元の資料では、報告書の1ページとなります
が、「景観形成調整部会（平成29年度第5回）に
おける審議結果について」、ご報告いたします。

足立区では、区景観条例に基づく大規模建築物の
建築などの事前協議に当たり、景観形成調整部会に
おいて意見聴取を行い、良好な景観誘導を行って
おります。

昨年12月の第26回景観審議会以降、現在まで
に協議が完了した1件について、その概要をご報告
いたします。

お手元の資料4ページには、協議した案件の位置
を示しておりますので、あわせてご確認ください。

また、報告案件の概要及び調整部会からの意見と
事業者からの回答内容につきましては2ページに記
載してございますが、ご報告はA4とA3を一つづ
りにホチキスどめしてございます資料でご説明させ
ていただきます。

それでは、報告1「（仮称）三井不動産ロジス
ティクスパーク川口新築工事」について、お手元の資
料では報告書の1ページをご参照ください。

本件は、足立区と埼玉県川口市にまたがる敷地内
において延べ面積が1万5,000㎡を超える建築
物の新築に該当するため、足立区景観条例第20条

に基づく大規模建築物の事前協議を行いました。景観形成調整部会においてご審議いただき、協議が完了したため、その協議内容についてご報告するものでございます。

なお、足立区と川口市は互いに景観行政団体であり、足立区では足立区全域を、川口市では川口市全域を景観計画区域として定めております。したがって本件につきましては、足立区側の敷地を審議対象として事前協議を行ったものでございます。

続いて、お手元の資料ではA3とA4を一つづりにしております「報告1」と記載した資料をご参照ください。

A3資料の1ページに付近見取図がございます。本計画地は、芝川と新芝川に挟まれた敷地で、足立区と埼玉県川口市にまたがる都県境に位置しております。足立区側の行政区域は、河川により飛び地となっております。

2ページは現況写真でございます。

3ページが外観イメージパースとコンセプトでございます。外観は事業主である三井不動産のMFLPシリーズというデザインを用いており、建物のコーナー部を市松模様とすることで壁面を分割し、アクセントと軽快さを与えるデザインにしております。

4ページが立面図でございます。

5ページが配置図兼外構図でございます。本計画地の南側、お手元の図面上では右側の赤く囲まれた部分が足立区側の敷地でございます。

6ページが緑地及び外構計画でございます。本計画地の緑地の基準につきましては、足立区側は足立区の基準を、敷地全体としては埼玉県の基準に基づいて緑化計画をするとのことでございます。

続いて7ページが、人や車両の動線を示した平面図でございます。

8ページは、部会意見を受けて修正いただいた外構計画図でございます。植栽計画について、部会から3点ご意見を賜りました。1点目が、新芝川沿いの緑地については、対岸南側の都市農業公園の桜並

木に配慮し、将来的に桜の並木道に見えるような植栽計画を検討すること。2点目は、桜の背景を常緑樹などにし、桜が映えるようにすること。3点目が、樹木の間隔は将来の成長に支障がないよう、樹種の特性に配慮することでございます。

そこで、スロープ横の緑地につきましては桜を並木道になるように配置し、また、その背景に常緑樹を配置し、桜が映えるような計画とすると回答をいただいております。

また、樹木の間隔についても、将来の成長に支障がない配置となるような計画にすると回答をいただいております。

また、敷地外周部の外構計画について部会より、「フェンスの位置と樹木については、周辺住民やまちとのつながりや触れ合いを感じられるように、フェンスと緑の取り扱いについてご検討ください」とのご意見をいただきました。

こちらに関しましては、敷地北側、外構計画図では左側の網かけ部分になりますが、地域の汚水を集める埋設施設のある地役権の範囲であり、第三者の侵入禁止と工作物や樹木などを設置しないよう川口市から指導を受けているということや、図面右上の断面図A及びDのように、東側や南側は敷地と外周部の高低差が大きくなっていることから、防犯性などを考慮し、当初の計画どおりとすると回答をいただいております。ただし、西側の広場空間につきましては、緑地として地域に開放された広場とすると伺っております。

冒頭でも申し上げましたとおり、本件においては、足立区側の敷地が審議対象ということではございますが、部会からの意見に対して川口市側についてもご検討いただいた上で回答をいただきました。

以上、部会意見も踏まえて一定の対応がなされたと判断し、平成30年1月に事前協議を完了いたしました。

報告1については以上でございます。

続いて、報告2「事前協議案件の工事完了につい

て」、ご報告いたします。

お手元の資料では、報告書の３ページになります
が、足立区景観条例に基づく事前協議を行った案件
で、前回の審議会以降工事が完了した１件について、
ご説明いたします。

報告書の４ページには、本件の位置を示しており
ますので、あわせてご確認ください。

それでは、報告２「（仮称）足立区中川四丁目計
画」について、お手元の資料では、右上に「報告２」
と書かれた資料の０１ページをご参照ください。

本件は、延べ面積が１万５，０００㎡を超える大
規模建築物として事前協議を行った地上１３階建て
の共同住宅でございます。右下に案内図がございま
すが、ＪＲ常磐線の亀有駅から北へ徒歩５分程度の
場所に位置しております。

０２ページが、計画時のイメージパースでござい
ます。もともとこちらの敷地にはお屋敷があったこ
とから、外観デザインについては設計者より、和風
の邸宅のイメージを踏襲したと聞いております。具
体的には、今画面に映しております京都市にある
ザ・リッツ・カールトン京都のような、和風の重厚
感の感じられるデザインをイメージしたとのことで
ございます。

続いて、０３ページ以降が実際の竣工写真でござ
います。撮影位置図は０３ページ左上にございます。

０４ページ左上のマンション出入り口をごらんく
ださい。事前協議完了時は、アプローチ部分の舗装
を、もともとお屋敷で使われていた石畳を再活用す
る計画でしたが、枚数の関係上、こちらのエントラ
ンス部分での使用が難しかったため、次の０５ペー
ジ右下の写真にございますとおり、南側の事務所出
入り口部分に既存の石畳が使用されました。

０５ページのそのほかの写真が、中庭部分の竣工
写真でございます。モミジやツバキなど四季を感じ
られる樹木が植えられております。

以上で、報告案件２件についての説明を終わりに
いたします。

○会長 どうもありがとうございました。ご質問が
ございましたら、どうぞおっしゃってください。
——大体よろしいですか。

先ほど、委員がおっしゃっておられましたその他
の事項について、この場でどういうふうな議論をす
ればいいのかということだと思うのですが、今まで
は大体事務局が整理した議題について審議をすると。
それに関しては計画部会のほうで、かなりもんだ議
論を整理してここに上げるというスタイルだと思う
のですが、今期で委員をやめるという方もおられる
と思うので、そのほかの話題で、足立区全体の景観
そのものについて、日ごろ思っていることなどがご
ざいましたら、ちょっとご披露していただければ。

委員、何か。

○委員 今回この審議会に初めて入らせていただ
いたので、景観計画を一通り読み直してきたのですけ
れども、その景観計画の中でほぼ唯一といって掲げ
られている指標というのが、景観・まち並みが魅力
的になってきていると思う区民の割合、この割合を
平成２５年度に６０％まで引き上げるというのが、
この景観計画の中で指標として掲げられているので
すけれども、実際のところ、２５年にそういう区民
の割合がどうなっているかというのを調べてみると、
３７．４％しか魅力的になっていると感じられてい
ないということで、目標設定から大分下回っている
のが現状の数値であるということところです。２５年度
は３７．４％、では直近の数字はどうなっているか
というと、平成２８年度の場合は３６．３％という
ことで、さらに悪くなっているというような状況な
のですが、こういったことについて区としてどのよ
うに考えているのかというのが非常に重要なのでは
ないかというふうに思うのですが、いかがですか。

○会長 はい、どうぞ。

○都市計画課長 委員がおっしゃるとおり、区民世
論調査が６０％を掲げていた矢先に、がくっと下が
ってしまいまして、何でなのだろうというようなこ
とを少し、部会の皆様にもご意見をいただいたとこ

ろでございます。たしか3.11の地震がありました、景観の関係の数字が上がってきた矢先に地震があったので、どちらかという防災とか安全・安心のほうに皆様の考えがシフトして、がくっと下がって以降、伸び悩んでいる状況なのかなというふうに考えておまして、これは実は行政評価の指標にもなっているので、行政評価委員にも随分指摘をされたところでございますけれども、部会委員の方からは、逆にこれだけ数値が変わったというのは、意識した上でチェックしていないということなのかなということで、そういう逆転の発想もあるよねということもあったのですけれども、ただ数値として掲げている以上、我々としては上げていかなければいけないというふうに重く考えているところではございます。

このために、ちょっと不定期にはなっておりますけれども、今昔をあわせた景観パネル展示ですとか、「あだまち散歩」という景観のニュースを馬場委員にもご協力いただいて作成して配布していたり、あとは季節に沿った記事をフェイスブックに載せたりということで、少しずつSNSですとかパネルを使ってご紹介しているところではあるのですけれども、それでもちょっと数字が伸びないというところがございます。継続して取り組んでいくことが大事なのかなということで、少し数値を上げることを意識しながら、そういう取り組みをさらに続けていきたいと考えているところがございます。

○幹事 今ご指摘のとおり、なかなか数字が上がっていないということで、私も昨年の4月からこの職について、少しPRが足りなかったかなというところを感じております。

今回の西新井大師の件もそうですけれども、こういった機会を捉えて、皆様方に足立区の景色について関心を持ってもらう。また、自分の好きな景色についても、もっと自分なりにご研究いただくとか、関心を持っていただくという努力をもっとすべきと感じておりますので、今も申し上げたようなことを

踏まえて、総合的に対応していきたいと思います。

○会長 はい、どうぞ。

○委員 景観計画が、5年の計画だったものを引き続きそのまま使用しているということで、平成25年度に60%に引き上げるとしていた目標値というのが、何年度にどのような数値にするという目標なのかというのも新たな改定の中には示されていないので、そのあたりもしっかりと示していく必要があるのではないかとということと、それからPRが足りないというお話が今ありましたが、先日、圀川沿川地区の方と少しお話しをしていたときに、この地域というのは特別景観形成地区に指定されていますよねというお話をしたのですが、そのエリアにお住まいの方でも、そういった指定になっているということをご存じなかったということから考えると、その方がたまたまなのかもしれません、その方いわく、地域でも知っている人間は余りいないのではないかなということでしたので、そもそもその地域の方々にはしっかりと知っていただくということとともに、例えば教育の中でも、環境教育の中で足立区は景観についてももしっかり取り組んでいるんだよと子供たちにも教えていくというような、何か今までと違った取り組みをしていかないと、この60%という数値から大きくかけ離れた30%台というのは、なかなか改善することができないのではないかなと思いますので、最後にその点をもう一回お答えをいただきたいと思います。

○幹事 すみません。いろいろご指摘いただきましてありがとうございます。私も今、ユニバーサルデザイン等で学校へ出張授業等をやらせていただいています。小さいときからそのことに興味を持つことによって、今まで何気なく見ていたものも、そういう視点で見るとということも、実際には起きていることも聞いております。それがいいのかどうかは別にしても、地域の皆様に知っていただく。また、子供のときからそういうことに興味を持っていただくということについて、もう一度検討し、実践をして

いきたいというふうに思います。大変ありがとうございます。

○会長 ほかに何か。どうぞ。

○委員 先ほどからいろいろと答えを聞いているのですが、パブリックコメントをやるということで、運用で対応していくということもいろいろありますが、まちの魅力が、例えば足立区は安全とか安心とか、防犯とかということで一つ一つのメリットを高めていくことでやっていますけれども、私なんかは地元で生まれて育っているものですから、ふるさとが足立なのですね。ふるさととは足立なのだという、ふるさとをつくるというようなもっと大きなくりで、温かい地域というものをつくるという観念がないと、安全・安心、それから防犯とか防災とかと言っても、ほかの地域と何の変わりもない。それが例えば何年かたてば、その目標が変わってどんどん忘れ去られてしまうだけで、ふるさととは足立なのだという気持ちというものを、何か区からも継続して出していいただければいいのかなというふうに願っています。以上です。

○会長 ほかにどうぞ。

○委員 こんなことを言っていていいかわかりませんが、西新井にしても、入り口のところは確かに景観が大切かもわかりませんが、ホテルとか遊び場がないというのが、西新井にしてもお客が大師に来ない原因ではないのかなと思うのです。ですから、できればホテルをつくったり、免税店をつくったり、遊び場をつくってもらって、大師の裏のほうでも結構ですから、泊まる場所、中川の土づくりの里というものもあるのですけれども、その辺にも大きなホテル街をつくって、足立区に外人のお客を呼ぶ、そして免税店で買い物をしてもらおう。オリンピックとかパラリンピックに関しても、ほとんど足立区は関係のないような区になっているわけですから、できればそうしたことを。私なんかはよそ者で、新潟の出ですからわかりませんが、舎人公園に江戸城でもつくってもらって、観光地にしたらど

うか。そういう発想も私らは考えたことがあるのですけれども、ばかなことを言っているんじゃないと言われるのですけれども、そうした思い切ったことを足立区何十年計画、10年でも20年でも……。私どものほうは地下鉄8号線が20年たつのです、地下鉄8号線を亀有から八潮、野田に持ってこようということで。やっとならばスカイツリーまでは、おとといですか、都知事が発表した路線に入ったような気がするのですけれども、もっと大胆な、20年、30年、50年計画的なものをビジョンに掲げて、そういう計画をやってもらったほうがいいのではないかなと思うのですけれども。

○会長 これはご意見ということで、お答えをいただくのは……。

○委員 私の提案ということで。

○会長 提案ということで。それでは、次にどうぞ。

○委員 私は物心ついたのは京都なのですが、4歳から25まで目黒区で育ちまして、足立区に初めて来たのが昭和44年、今の竹ノ塚駅前に降りたちまして、見た瞬間に何と田舎と。私の連れになるのに、おまえのところは田舎だったな、悪かったわねと言われたのを覚えています。

それから非常に発展しまして、ある意味あの当時はやりたい放題だったと私は思っていますが、ちょっと区を責めてばかりではなくて少し褒めますけれども、私はまちづくり推進委員をやっている関係で、いろいろなところに目を配っていますが、景観審議とかそういったのは個人の財産を縛るという意味で非常に重たい意味があると思うのですが、足立区はかなりよくなってきたなと思っています。名前を出しませんが、私が来た当時に環七のところにパチンコ屋があつて、えらいグロテスクなものが2つあつて、何だあれはと言ったことを覚えているのですが、片一方は建替えられて非常にすっきりした建物になった。そういうふうに思っていますので、ぜひ今後も、先ほどへんみさんからありましたが、非常に主観の問題もあるので、いい景観は何だろう

というのはありますけれども、区民が納得できるような形で決めて、納得してもらって進めてほしいなと願っております。以上です。

○会長 ありがとうございます。ほかにございますか。

私から1つ。今日午前中にちょっと時間があつたので、まちの中を少しタクシーで歩いたのですが、電線なんかの地中化の話はどうなっていましたか。

○幹事 基本的に都市計画道路、都道ですとか、そういったところについては東京都が進めていくわけですが、区のほうも区道の中で進められるところ、チャレンジ路線というような位置づけをさせていただいて進めていくのですけれども、狭い道路については技術的に難しいという部分もありまして、これから進めていくところなのですけれども、とりあえず今のところ千住一丁目で再開発をしているところ、ここについてまずは進めていこうというようなことで考えているところでございます。

○会長 わかりました。どうもありがとうございます。

そのほかございますか。なければ、その他について説明してください。

○都市計画課長 それでは、次第の3「その他」でございますけれども、本日席上に配付させていただいておりますオレンジ色の表紙の「足立区景観行政の足跡」をご覧くださいというふうに思います。

表紙の絵は、イニシャルが「K T」と書いてありますけれども、会長のイニシャルでございまして、これまで31年間、景観審議会の会長を務めていたしておりましたが、諸事情があるということで今期をもってご退任をするというふうにお伺いしております。このため、これまでの会長の足立区に対する景観行政の取り組みを少しご紹介させていただければと思います。詳しい内容につきましては、担当よりご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○景観計画係長 座って説明をさせていただきます。

お手元のオレンジ色の表紙をめくりまして、A3横のページをご覧ください。

足立区景観行政の主なトピックスとしまして、昭和62年度から平成29年度までの31年間における主なトピックスを一覧ということでまとめております。景観法が制定されましたのが平成16年ですので、足立区では相当早くから景観に対する検討を進めてまいりました。

会長には、昭和62年の足立区都市景観形成基本計画策定調査検討委員会の委員長に就任していただいて以来、足立区都市景観審議会、足立区景観審議会の会長を平成29年度まで務めていただいております。

次のA4のページからが、審議会での審議、報告事項をまとめたものでございます。

1ページをご覧ください。第1回の足立区都市景観審議会にて、会長からいただいたお言葉を紹介させていただきます。「景観というのは終わりの無いようなものだから、あまり焦ってやるのも良くない。私共の生きている生き様がこういう議論に出てくるので、その辺を私共で率直に議論するのも大事です。今日は顔合わせみたいなものでしたが、私はこの会を、事務局で叩いたものをただ通すだけの機関とは思っていませんので、むしろ、ここで、良いか悪いか、こういう問題を取り上げなさいということを出して頂くのが良いと思っています。都市には大勢の人が住んでいるのが、ある一定の信頼関係で生きていく姿がまちに反映するというくらいに鷹揚に構えるのが良いのではないかと。よろしくご協力いただきたい」ということでございます。

続いて、審議会での審議案件を抜粋して紹介させていただきます。恐れ入りますが、再びA3横のページをご覧くださいと思います。

1989年、平成元年に「あだち景観づくりガイドライン」を策定しました。

こちらについては画面のほうをご覧くださいなのですが、「足立区民は足立の環境によって形成さ

れる」、「足立の環境は区民によって形成される」という観点から、足立区の景観とは、「足立区民の生活環境の総合的な表現であり、足立区民の生活文化の端的なあらわれ」としております。

そこで、ご覧のように、建物の外観や道路空間など区内の具体的な事例を掲げながら、まち並みへの配慮を手引書としてまとめました。

続いて、資料にお戻りいただきまして、1996年、平成8年あたりから、日暮里・舎人線の景観デザインについての検討が始まりました。日暮里・舎人線の開業は2008年の3月ですので、早い段階から、審議会におきまして景観デザインの検討がなされていたことがわかります。

また、足立区では、平成の初めころから、工場の跡地などの大規模敷地の拠点開発が進められておりまして、具体的には1999年、平成11年なのですけれども、現在新田学園がごございます新田地区や北千住駅西口の現在マルイがあるあたりのまちづくりにつきまして、審議会での検討がされております。そのほかにも、2004年、平成16年には、現在アリオ西新井がごございます西新井駅西口周辺のまちづくりについて、2008年、平成20年には、現在東京電機大学がごございます千住旭町地区について検討がされております。

また、2002年、平成14年には、国土交通省が後援を務めております都市景観大賞の特別賞に本木二丁目地区が選定されまして、特に木造密集市街地における道路拡幅整備など、住民と行政が一体になったまちづくりが高く評価されました。

その後、平成21年4月には足立区が景観行政団体に指定されまして、同年の5月には足立区景観計画が策定されたところでございます。ページの右下のほうに写真がございまして、千住大橋駅周辺や東六月町地区、花畑団地地区などで景観ガイドラインの策定を進めてまいりました。

最後に、12ページをご覧ください。会長には、景観審議会のほかにも、あだちまちづくり大学の学

長、あだちまちづくりフォーラムの講師なども務めていただいております。一般区民の方々にわかりやすく、親しみやすくお話をしていただきまして、足立のまちづくりの普及啓発に大変ご尽力いただきました。

13ページのほうには、会長の経歴、歴任、著書、受賞歴について、簡単ではございますが、掲載させていただきました。

以上で、「足立区景観行政の足跡」についての説明を終わります。

○都市計画課長 最後には会長から、今の資料の説明を受けまして、何かお言葉をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○会長 お言葉ということもないのですが、随分長いことお世話になったというのが第一印象です。

私は、ちょうど今の天皇と同じ年なのですね。天皇陛下も今度おやめになるということで、これを見ますとうまくまとめてあって、これは私のというよりも、足立の景観のストーリーがこの一表でうまくまとめてくれたので、私はやったことはすぐ次から次から忘れてしまうのですけれども、こういうふうにやってもらったのは一つの財産として、歴史の軸を今度は皆さんが継ぎ足していくということだと思うのです。ですから、非常にありがたかったなと思います。

感想ということもないのですが、次の人たちがよろしくつないでいってくれると思います。

表紙の変な絵がここにあるので、この説明だけちょっとしたいと思います。

これは「ケイタイを持った21世紀のミノタウロス」ということで、ミノタウロスというのは、ご存知のように、ギリシャ神話に出てくる半獣で、これは実はピカソの絵なののですけれども、ピカソはここに剣を持っているのです。人を殺して。ミノタウロスは少年少女を食って生きている。この間、変な事件がありましたね。自殺願望の皆を携帯で集めると。これはちょっとヤバいなと思ひまして、ケイタ

イを持ったミノタウロスが現代にあらわれたというので、これは私がとりかえて警告の意味でやったのですね。

最後のほうに、「地球は燃え尽きるか、有限なる地球」ということで環境問題があったので、こういう大雑把なことが非常に気になっておりまして、私が今関係している日本開発構想研究所というのがあるのですが、そこのブログに平成9年から毎月1回書いているのですね。それが「21世紀の日本のかたち」という分厚いもので、研究所でまとめてくれたので、足立区にも差し上げてありますが、この中の表紙について書いたのですね。私の関係しているいろいろな国の都市計画とか、東京都の景観審議会の会長も10年ぐらいやっていたから、割合にいろいろな箇所とのつながりがあります。私どもの年代としては、21世紀の日本の形そのものがどうなっているかというのが、私は建築、都市計画ですから、あれは国土計画ですので、そちらのほうが大変気になっておりまして、それをずっとブログに書いています。これは検索してもらおうと絵で出てきますので、もしご興味のある方は見ていただければと思います。

最後にこれだけ年表を見たので、足立区について、それに一遍取りまとめて、私なりの足立区の思いをちょっと書いてみたいなど。

もう一つ、私が30年以上やっている自治体のつき合いでは、新宿区が長いのですね。新宿区に紀伊國屋という本屋があるものですから、「新宿学」という本をそこで書いて出してあるのですが、ひょっとしたら足立区学を皆さんでおやりいただくのがあるのではないかと思って、その端書きみたいなことを今度書いてみたいなどと思っていますので、その節はまたよろしくお願いします。

いずれにしても、長いことありがとうございました。次の皆さんがおられますので、大いに盛り上げて、すばらしい足立区をつくっていただきたいと思います。どうもありがとうございました。（拍手）

○都市計画課長 セレモニー的になってしまって、皆様にご協力いただきましてありがとうございます。

会長、長きにわたりまして足立区の景観行政にご尽力いただきまして、誠にありがとうございました。

その他については以上となります。

○会長 私の立場として、どうもありがとうございました。ご検討ください。

○都市計画課長 最後に、事務局から事務連絡がございます。

現在、4月1日からを任期といたします次期景観審議会委員の委嘱手続を進めておりますけれども、次回の審議会の開催日程につきましては、今年9月ごろを予定しておりますので、開催日が決定次第、新しい委員の方にはご案内させていただければと思います。

また、本日お車で来られた方につきましては駐車券をご用意してございますので、事務局までお申し出ください。

最後に、皆様から何かございますでしょうか。

特になければ、これにて第27回景観審議会を閉会とさせていただきます。皆様、どうもありがとうございました。